

## 第23・24・25号議案関係資料

### 道路占用料、法定外公共物占用料および公園占用料の改定について

#### 1. 品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

##### (1) 条例の目的

道路法（昭和27年法律第180号）第39条の規定により区が徴収する道路の占用料等の額および徴収方法について定めることを目的とする。

##### (2) 改正の概要

###### ① 占用料の改定

平成30年1月に固定資産税評価額の評価替えが行われたことから、第2条別表の占用料単価を改定する（評価替えは3年に1度実施）。単価改定により、平成31年度の占用料は、14.8%増の見込みである。

###### ② 道路法施行令改正に伴う占用許可対象物件の追加・単価設定

道路法施行令（昭和27年政令第479号）が一部改正され、同令第7条第8号において占用許可の対象とされている食事施設等のうち、新たな物件として「地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの」が別表に追加されたことから、物件の追加および単価設定を行う。

#### 2. 品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

##### (1) 条例の目的

法定外公共物の管理に関する事項を定めることにより、法定外公共物の適正な利用を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

##### (2) 改正の概要

平成30年1月に固定資産税評価額の評価替えが行われたことから、第7条第3項の占用料を改定する（評価替えは3年に1度実施）。単価改定により、平成31年度の占用料は、20.0%（激変緩和措置の上限値）増の見込みである。

#### 3. 品川区立公園条例の一部を改正する条例

##### (1) 条例の目的

都市公園法（昭和31年法律第79号）および法に基づく命令に定めるもののほか、区立公園の設置および管理について必要な事項を定め、公園の健全な発達を図り、区民の福祉の増進に資することを目的とする。

## (2) 改正の概要

### ① 占用料の改定

平成 30 年 1 月に固定資産税評価額の評価替えが行われたことから、第 13 条別表第 2 の占用料を改定する（評価替えは 3 年に 1 度実施）。単価改定により、平成 31 年度の占用料は、14.9%増の見込みである。

### ② 都市公園法改正に伴う占用許可対象物件の種別名称の変更

保育所等施設については、品川区立公園条例別表第 2 の種別名称として、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）の「都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保育所等施設」と規定していたが、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）の改正にともない、「保育所その他の社会福祉施設」に改める。

## 第25号議案関係資料

### 「品川区立公園条例の一部を改正する条例」について

#### 1. 条例の目的

都市公園法（昭和31年法律第79号）および法に基づく命令に定めるもののほか、区立公園の設置および管理について必要な事項を定め、公園の健全な発達を図り、もって区民の福祉の増進に資することを目的とする。

#### 2. 改正の概要

都市公園法および都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）において、地方公共団体の条例で定める割合とされている、「一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合」および「一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合」について、品川区立公園条例で規定する。

##### (1) 建築面積の割合

公園内に多くの建築物が設けられると、主として屋外における休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動その他レクリエーションの用に供される等の公園としての機能に支障を生ずることとなるため、都市公園法に示されている参酌基準を参照して、一つの公園の建築面積の割合の上限は2%とし、品川区立公園条例で規定してきた。しかしながら、敷地面積の小さい公園では建築可能な面積が狭小となることから、バリアフリー化に伴うだれでもトイレの整備が困難になっている。

そのため、品川区立公園条例第2条の4で定めた2%を基本と、敷地面積が1,000平方メートル未満の公園については、建築面積の割合の上限を5%とする改正を行う。

##### (2) 運動施設の割合

公園内には一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースを確保する必要があること等から、都市公園法施行令に示されている参酌基準を参照し、一つの公園に設ける運動施設の割合の上限は50%とする。

ただし、区内において運動施設に供することのできる用地の確保が難しく、規模の大きな公園に運動施設を集約せざるを得ない状況となっていることから、主として運動の用に供することを目的とする公園は上限を80%とする。

以上の規定を、第2条の6として、新たに追加を行う。

なお、主として運動の用に供することを目的とする公園は、天王洲公園・八潮北公園・品川南ふ頭公園とし、品川区立公園条例施行規則で定める。

新旧対照表

○ 品川区道路占用料等徴収条例

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第一種電柱	1本につき1年	<u>7,970円</u>	法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第一種電柱	1本につき1年	<u>6,930円</u>
	第二種電柱		<u>12,200円</u>		第二種電柱		<u>10,600円</u>
	第三種電柱		<u>16,500円</u>		第三種電柱		<u>14,300円</u>
	第一種電話柱		<u>6,440円</u>		第一種電話柱		<u>5,370円</u>
	第二種電話柱		<u>10,400円</u>		第二種電話柱		<u>8,680円</u>
	第三種電話柱		<u>14,200円</u>		第三種電話柱		<u>11,900円</u>
	その他の柱類		<u>710円</u>		その他の柱類		<u>610円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年		<u>71円</u>		共架電線その他上空に設ける線類
	地下に設ける電線その他の線類	<u>42円</u>			地下に設ける電線その他の線類	<u>37円</u>	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>6,980円</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>6,060円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>4,270円</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>3,710円</u>
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	<u>14,200円</u>		変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	<u>12,300円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>20,300円</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>18,300円</u>
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>14,200円</u>	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>12,300円</u>		
法第32条 第1項第 2号に掲	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>160円</u>	法第32条 第1項第 2号に掲	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>140円</u>
	外径が0.04メートル以上0.07		<u>290円</u>		外径が0.04メートル以上0.07		<u>260円</u>

新					旧				
掲げる物件	メートル未満のもの				掲げる物件	メートル未満のもの			
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>420円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>370円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>640円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>550円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>850円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>740円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>1,280円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>1,110円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>1,700円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>1,480円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>2,990円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>2,600円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>4,270円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>3,710円</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>8,540円</u>		外径が1メートル以上のもの			<u>7,430円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>12,400円</u>	法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>10,400円</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>14,200円</u>	法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>12,300円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>10,100円</u>		上空に設ける通路			<u>9,180円</u>

新				旧				
	地下に設ける通路		<u>6,100円</u>		地下に設ける通路		<u>5,510円</u>	
	その他のもの		<u>9,060円</u>		その他のもの		<u>8,190円</u>	
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に 設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき 1日	<u>200円</u>	法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に 設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき 1日	<u>180円</u>	
	商品置場その他これに類する もの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>20,300円</u>		商品置場その他これに類する もの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>18,300円</u>	
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板（アーチ式であるものを除 く。）	表示面積1平方 メートルにつき 1年	<u>20,300円</u>	令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板（アーチ式であるものを除 く。）	表示面積1平方 メートルにつき 1年	<u>18,300円</u>	
	標識	1本につき1年	<u>11,300円</u>		標識	1本につき1年	<u>9,900円</u>	
	旗ざおおよび 幕	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの	占用面積1平方 メートルまたは 1本につき1日	<u>200円</u>	旗ざおおよび 幕	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの	占用面積1平方 メートルまたは 1本につき1日	<u>180円</u>
		その他のもの	占用面積1平方 メートルまたは 1本につき1年	<u>20,300円</u>			その他のもの	占用面積1平方 メートルまたは 1本につき1年
	アーチ式工作 物	車道を横断する もの	1基につき1年	<u>203,300円</u>	アーチ式工作 物	車道を横断する もの	1基につき1年	<u>183,700円</u>
		その他のもの		<u>101,600円</u>			その他のもの	
令第7条 第2号に 掲げる物 件	太陽光発電設備および風力発 電設備	占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>14,200円</u>	令第7条 第2号に 掲げる物 件	太陽光発電設備および風力発 電設備	占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>12,300円</u>	
令第7条 第3号に 掲げる物 件	津波からの一時的な避難施設	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.024を 乗じて得た 額	令第7条 第3号に 掲げる物 件	津波からの一時的な避難施設	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.024 を乗じて得 た額	
令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設	板囲い、足場その他の工事用施 設および工事用材料の置場	占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>20,300円</u>	令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設	板囲い、足場その他の工事用施 設および工事用材料の置場	占用面積1平方 メートルにつき 1年	<u>18,300円</u>	
	危険防止施設		<u>7,200円</u>		危険防止施設		<u>6,000円</u>	

新					旧				
および同条第5号に掲げる工事用材料の置場					および同条第5号に掲げる工事用材料の置場				
令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>14,200円</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>12,300円</u>
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上または高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	上空、トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額		

新					旧				
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.006を 乗じて得た 額	令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.006 を乗じて得 た額
		階数が2のもの		Aに0.008を 乗じて得た 額			階数が2のもの		Aに0.008 を乗じて得 た額
		階数が3のもの		Aに0.011を 乗じて得た 額			階数が3のもの		Aに0.011 を乗じて得 た額
		階数が4以上の もの		Aに0.012を 乗じて得た 額			階数が4以上の もの		Aに0.012 を乗じて得 た額
	その他のもの	Aに0.006を 乗じて得た 額		その他のもの		Aに0.006 を乗じて得 た額			
令第7条 第10号に 掲げる施 設および 自動車駐 車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.006を 乗じて得た 額	令第7条 第10号に 掲げる施 設および 自動車駐 車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.006 を乗じて得 た額
		階数が2のもの		Aに0.008を 乗じて得た 額			階数が2のもの		Aに0.008 を乗じて得 た額
		階数が3のもの		Aに0.011を 乗じて得た 額			階数が3のもの		Aに0.011 を乗じて得 た額
		階数が4以上の もの		Aに0.012を 乗じて得た 額			階数が4以上の もの		Aに0.012 を乗じて得 た額
	その他のもの	Aに0.006を 乗じて得た 額		その他のもの		Aに0.006 を乗じて得 た額			
令第7条 第11号に 掲げる応	上空、トンネル の上または高 架の道路の路	階数が1のも の	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.006を 乗じて得た 額	令第7条 第11号に 掲げる応	上空、トンネル の上または高 架の道路の路	階数が1のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.006 を乗じて得 た額

新					旧				
急仮設建築物	面下に設けるもの	階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	急仮設建築物	面下に設けるもの	階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額		
令第7条第12号に掲げる器具			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額		

備考(略)

備考(略)

新	旧
<p><u>付 則（平成31年3月 日条例第 号）</u></p> <p><u>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例の施行の際、改正前の品川区道路占用料等徴収条例の規定により、既に徴収するものとされている占用料については、当該占用に係る期間中は、なお従前の例による。</u></p>	

新旧対照表

○ 品川区法定外公共物管理条例

新	旧
<p>(占用料)</p> <p>第7条 区長は、法定外公共物の占有につき占用料を徴収する。ただし、法定外公共物の占有が規則で定める工作物等に係る場合においては、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 占用料の額は、占有をしようとする面積（以下「占有面積」という。）1平方メートルにつき720円に、占有開始の日の属する月から占有終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。ただし、占有面積に1平方メートル未満の端数があるときは当該端数を1平方メートルに切り上げ、占有の許可の期間が30日を超えないときは当該期間を1月として算定する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p><u>付 則（平成31年3月 日条例第 号）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この条例の施行の際、この条例による改正前の品川区法定外公共物管理条例の規定により、既に徴収するものとされている占用料については、当該占有に係る期間中は、なお従前の例による。</u></p>	<p>(占用料)</p> <p>第7条 区長は、法定外公共物の占有につき占用料を徴収する。ただし、法定外公共物の占有が規則で定める工作物等に係る場合においては、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 占用料の額は、占有をしようとする面積（以下「占有面積」という。）1平方メートルにつき600円に、占有開始の日の属する月から占有終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。ただし、占有面積に1平方メートル未満の端数があるときは当該端数を1平方メートルに切り上げ、占有の許可の期間が30日を超えないときは当該期間を1月として算定する。</p> <p>4～5 (略)</p>

新旧対照表

品川区立公園条例

新	旧																								
<p>目次</p> <p>第1章の2 公園および公園施設の設置基準（第2条の2—<u>第2条の6</u>） （公園施設の建築面積の基準）</p> <p>第2条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。 <u>ただし、敷地面積が1,000平方メートル未満の公園については、100分の5とする。</u></p> <p>（公園施設の建築面積の基準の特例）</p> <p>第2条の5 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。<u>以下「令」という。</u>）第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。）第1条の2で定める災害応急対策に必要な施設を設ける場合は、公園の敷地面積の100分の10を限度として、前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>（2号から4号まで省略）</p> <p><u>（運動施設の敷地面積の基準）</u></p> <p><u>第2条の6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。ただし、主として運動の用に供することを目的とする公園で、規則で定めるものにあつては、100分の80とする。</u></p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電柱、標識</td> <td>1本</td> <td>1月 <u>1,583円</u></td> </tr> <tr> <td>水道管、下水管、ガス管、電線</td> <td>1メートル</td> <td>1月 <u>703円</u></td> </tr> <tr> <td>鉄塔</td> <td>1平方メートル</td> <td>1月 <u>1,173円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	占用料	電柱、標識	1本	1月 <u>1,583円</u>	水道管、下水管、ガス管、電線	1メートル	1月 <u>703円</u>	鉄塔	1平方メートル	1月 <u>1,173円</u>	<p>目次</p> <p>第1章の2 公園および公園施設の設置基準（第2条の2—<u>第2条の5</u>） （公園施設の建築面積の基準）</p> <p>第2条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。</p> <p>（公園施設の建築面積の基準の特例）</p> <p>第2条の5 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。）第1条の2で定める災害応急対策に必要な施設を設ける場合は、公園の敷地面積の100分の10を限度として、前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>（2号から4号まで省略）</p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電柱、標識</td> <td>1本</td> <td>1月 <u>1,377円</u></td> </tr> <tr> <td>水道管、下水管、ガス管、電線</td> <td>1メートル</td> <td>1月 <u>612円</u></td> </tr> <tr> <td>鉄塔</td> <td>1平方メートル</td> <td>1月 <u>1,020円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	占用料	電柱、標識	1本	1月 <u>1,377円</u>	水道管、下水管、ガス管、電線	1メートル	1月 <u>612円</u>	鉄塔	1平方メートル	1月 <u>1,020円</u>
種別	単位	占用料																							
電柱、標識	1本	1月 <u>1,583円</u>																							
水道管、下水管、ガス管、電線	1メートル	1月 <u>703円</u>																							
鉄塔	1平方メートル	1月 <u>1,173円</u>																							
種別	単位	占用料																							
電柱、標識	1本	1月 <u>1,377円</u>																							
水道管、下水管、ガス管、電線	1メートル	1月 <u>612円</u>																							
鉄塔	1平方メートル	1月 <u>1,020円</u>																							

新				旧			
変圧塔、マンホールの類	1カ所	1月	<u>1,173円</u>	変圧塔、マンホールの類	1カ所	1月	<u>1,020円</u>
郵便差出箱、信書便差出箱	1カ所	1月	<u>469円</u>	郵便差出箱、信書便差出箱	1カ所	1月	<u>408円</u>
公衆電話所	1カ所	1月	<u>1,173円</u>	公衆電話所	1カ所	1月	<u>1,020円</u>
地下の占用物件	地上露出部分	1平方メートル	<u>865円</u>	地下の占用物件	地上露出部分	1平方メートル	<u>721円</u>
	地下部分	1平方メートル	<u>351円</u>		地下部分	1平方メートル	<u>306円</u>
高架の占用物件	1平方メートル	1月	<u>586円</u>	高架の占用物件	1平方メートル	1月	<u>510円</u>
天体、気象または土地の観測施設	1平方メートル	1月	<u>987円</u>	天体、気象または土地の観測施設	1平方メートル	1月	<u>823円</u>
<u>保育所その他の社会福祉施設</u>	1平方メートル	1月	<u>1,173円</u>	<u>都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保育所等施設</u>	1平方メートル	1月	<u>1,020円</u>
写真撮影のための常時占用	撮影機1台	1月	<u>9,360円</u>	写真撮影のための常時占用	撮影機1台	1月	<u>8,160円</u>
写真撮影のための臨時的な占用	1回（1時間以内）		<u>14,625円</u>	写真撮影のための臨時的な占用	1回（1時間以内）		<u>12,750円</u>
その他の占用	1平方メートル	1日	<u>39円</u>	その他の占用	1平方メートル	1日	<u>34円</u>
備考（省略）				備考（省略）			
<u>付 則</u>							
<u>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u>							
<u>2 この条例の施行の際、改正前の品川区立公園条例の規定により、既に徴収するものとされている占用料については、当該占用に係る期間中は、なお従前の例による。</u>							